



令和元年7月21日執行予定 参議院議員通常選挙

問 / 能美市選挙管理委員会 (☎ 58-2200、FAX 58-2290)

▶ 投票日時

令和元年7月21日(日) 7時から20時

▶ 能美市で投票できる人

平成13年7月22日以前に生まれた人で、平成31年4月3日以前に能美市に住民登録し、引き続き選挙の投票日まで住所を有する人は投票できます。

▶ 転入前の市町で投票できる人

能美市へ平成31年4月4日以降に転入手続きをした人は、前住所の市町村で投票することになります。

▶ 投票用紙の書き方

選挙区選挙と比例代表選挙の2つの投票があります。選挙区選挙では、候補者名を書いて投票します。比例代表選挙では、候補者名または政党等の名称を書いて投票します。

▶ 期日前投票

投票日に仕事や旅行などの用事がある人は、期日前投票をすることができます。

期日前投票所へ行く前に、入場整理券裏面の「期日前投票宣誓書兼請求書」にあらかじめ必要事項を記入しておく、受け付けが早く済みます。

| 期日前投票所を設ける場所 | 期日前投票所を設ける期間 | 開閉時間 |
|-------------------|--------------------------|-------------------|
| 市役所大会議室3 | 7月5日(金) ～ 7月20日(土) | 8時30分 ～ 20時 |
| 寺井地区公民館 101会議室 | | |
| 根上窓口センター 研修室 | | |

第17投票区の投票所変更のお知らせ

第17投票区の投票所が次のとおり変更となっております。お間違えのないようお越しく下さい。

| 変更前 | 変更後 | 対象町会 |
|-------|--------------------------------------|--------------------|
| 緑が丘会館 | 共生型福祉施設 G-Hills (緑が丘11丁目49番地1) | 下徳山町 緑が丘 松が岡 |



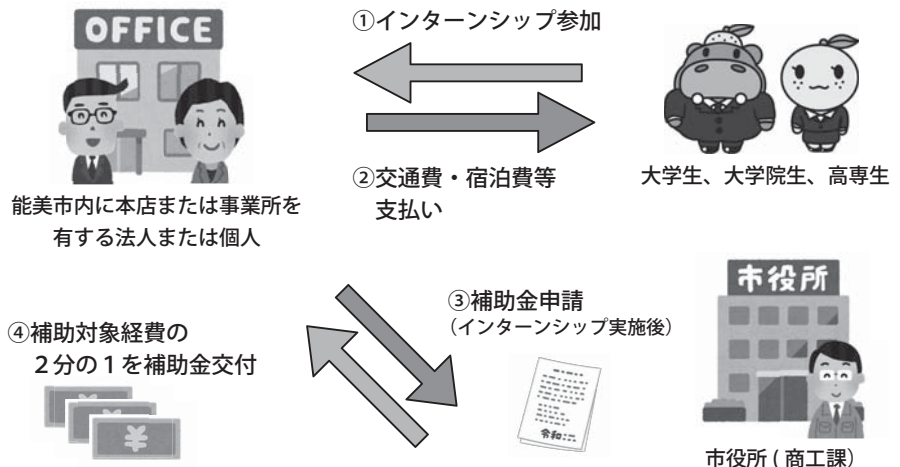
インターンシップ促進支援事業補助金

問 / 商工課 (☎ 58-2254、FAX 58-2297)

今年度、市内企業を対象に「インターンシップ促進支援事業補助金」を新たに創設しました。本補助金は、積極的にインターンシップ事業をおこなう企業を支援することを目的としています。

インターンシップ事業を行うにあたり企業が負担した学生の交通費、宿泊費等の2分の1の額を補助します。申請は年間2回までとし、1企業当たり10万円が限度です。

対象事業が終了後速やかに補助金交付申請および実績報告書をご提出ください。





蚊媒介感染症について 予防策は「蚊に刺されない」「蚊を発生させない」
デング熱・ジカ熱にご注意を！

情報発信元 / 健康推進課 (☎ 58-2235、FAX 58-6897)

デング熱やジカ熱は、ウイルスをもった蚊を介して感染します。

これらの感染症は、日本に広く生息する「ヒトスジシマカ」も媒介できることが分かっています。「ヒトスジシマカ」は、5月中旬から10月下旬ころまで活動します。デング熱やジカ熱の流行地に渡航する際だけではなく、日ごろから蚊に刺されないように注意しましょう。

●【この熱デング熱かも？】

デング熱の初期に現れる発熱や筋肉痛、関節痛などの症状は、インフルエンザにかかった場合にもよく見られるため、これらの症状だけから素人判断を下すことは危険です。これらの症状が現れた場合はインフルエンザのほかにデング熱である可能性も考えて、早めに医療機関を受診して、適切な診断・治療を受けましょう。特に蚊に刺された数日後にこれらの症状が出たり、これらの症状に加えて皮膚に小さい赤い発疹が見られたりした場合は、速やかに医療機関を受診しましょう。



▶参考 石川県ホームページ 蚊媒介感染症
<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/kabaikaikansensyou.html>

<予防のポイント>

- ・長袖シャツ、長ズボンなどを着用し、肌の露出を避けましょう。
- ・素足やサンダル履きはできるだけ避けましょう。
- ・必要に応じて虫よけ剤などを使用しましょう。

<蚊を減らすポイント>

蚊の幼虫（ボウフラ）は、雨水マスや植木鉢の受け皿、古タイヤなど比較的少量の水たまりに発生しますので、水たまりができないように注意しましょう。



画像の出典：政府広報オンライン



4日間限定！
女性だけの健診日（レディース健診）を開催します

問 / 健康推進課 (☎ 58-2235、FAX 58-6897)

レディース健診は、19歳以上75歳未満の女性の方が受診できる健診日です。1日先着70人限定で骨密度検査も実施します。

▶日程・会場

- 7月30日(火) 能美市健康福祉センター「サンテ」
- 8月5日(月) 辰口福祉会館
- 8月26日(月) 根上総合文化会館
- 9月5日(木) 能美市健康福祉センター「サンテ」

▶受付時間

8時15分～10時 健診は午前中で終わります。

▶持ち物

受診料金、受診券、健康保険証（特定健診対象の方）

●内容

フレッシュ健診・特定健診（診察、身体計測、血圧測定、尿検査、心電図検査、血液検査等）

各種がん検診（子宮がん、乳がん、肺がん、胃がん、大腸がん）

B型・C型肝炎ウイルス検査

★レディース健診限定のサービス



●骨密度検査

定員：1日先着70名
※骨密度のみの受診はできません。

●託児サービス（要予約）

対象：生後3か月～就学前の乳幼児
料金：子ども1人につき100円
各会場 10人まで
→各健診日の1週間前までに健康推進課へご連絡ください。

※詳しくは6月上旬にお届けしました「2019年度 能美市健診・がん検診のご案内」をご確認ください。



2019年10月1日、消費税の軽減税率制度がスタート
事業者の皆さま、仕入税控除の方式が変わります

消費税・地方消費税の税率10%への引上げと同時に、飲食料品（酒類・外食を除く）と新聞（定期購読契約・週2回以上発行）に係る税率を8%とする「軽減税率制度」が実施されます。

新しい仕入税額控除の方式に対応するためには、帳簿・請求書・レシートなどの記載を複数税率に対応させる必要があります。中小企業・小規模事業者の方には、レジや受発注・請求書管理システムの導入・改修について補助金を設けるなどの支援を行っています。ぜひ活用ください。

制度についての詳細は「軽減税率 国税庁」、補助金についての詳細は「軽減税率対策補助金」で検索してください。

▶問い合わせ 受付時間：平日9時から17時まで

【制度について】 消費税軽減税率電話相談センター フリーダイヤル☎0120-205-553、ナビダイヤル☎0570-030-456（通話料がかかります）もご利用いただけます。

【補助金について】 軽減税率対策補助金事務局
フリーダイヤル☎0120-398-111

事業者の皆様！
仕入税額控除の方式が変わります！

2019年10月1日から消費税・地方消費税の軽減税率制度がスタート。全ての事業者の方に関係があります。レジ導入などに対する補助金もあります。



詳しくはこちら

軽減税率 国税庁

検索



19歳～39歳の健康診断
フレッシュ健診は10月15日まで

問 / 健康推進課 (☎ 58-2235、FAX 58-6897)

健診を受ける機会のない方や、職場の健診で血液検査がない方はフレッシュ健診を受けることができます。

▶対象 19歳～39歳の方

▶日程 集団健診日程をご確認ください

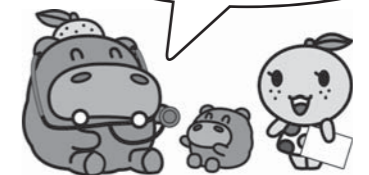
▶受付時間 8時15分～10時 健診は午前中で終わります。

▶内容 問診、診察、血圧測定、尿検査、身体計測、血液検査、子宮がん検診（20歳以上の女性）

▶持ち物 受診料金、受診券

※詳しくは6月上旬にお届けしました「2019年度 能美市 健診・がん検診のご案内」をご確認ください。

栄養が偏ったり、体を動かさなかったりすると、若くても健診結果が悪くなるのだ！今のうちから健診を受けて、健康な生活を送るのだ！



**農地利用状況調査
農地パトロールの実施**

情報発信元 / 農林課 (☎ 58-2256、FAX 58-2297)

農業委員会では農地法に基づき、遊休農地の発生防止・解消、違反転用防止・早期発見などを目的に7月～10月末に農地の利用状況調査を行います。調査時、農地内に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いします。



▶ **問い合わせ**
・農業委員会事務局
(☎ 58-2256)

**7月は「社会を明るくする運動」
強調月間・再犯防止啓発月間**

問 / 市民窓口課 (☎ 58-2213、FAX 58-2293)

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

毎年7月を強調月間として、啓発活動などさまざまな取り組みを行っています。

**祖父母教室「孫まご教室」の
お知らせ**

情報発信元 / 健康推進課 (☎ 58-2235、FAX 58-6897)

今どきの育児を知って頼れる祖父母になりませんか。祖父母となる方に今の子育てや母親を取り巻く状況を知っていただき、子育てにおける祖父母の役割を学ぶ教室です。



ぜひ頼れる祖父母になって子育てを応援しましょう。

- ▶ **日時と内容**
いずれも 10時～11時30分 ※全3回
- ① **7月13日(土)** 今どきの育児について、祖父母にしてほしい事アンケート結果
 - ② **8月3日(土)** 今どきの育児用品の使い方、環境を整えて安全対策
 - ③ **8月24日(土)** 栄養・離乳食のお話、祖父母も使えるサービスと場所

- ▶ **場所** 子育て支援センター
▶ **対象者** これから祖父母になる方・1歳前のお孫さんがいる方(※お孫さん、もしくは祖父母が能美市在住の方)(※当日の託児はありません)
▶ **申込締切** 7月12日(金)まで
▶ **申込先** 健康推進課 (☎ 58-2235、FAX 58-6897)
子育て支援センター (☎ 58-8200)

**スキルアップにチャレンジ
しませんか**

問 / 地域振興課 (☎ 58-2212、FAX 58-2291)

～女性の再就職を応援します！～

男女共同参画事業の一つとして、下記の要件に該当する方が、資格などを取得し関連事業所に就職した場合、かかった費用の一部を助成します。詳細は、地域振興課まで問い合わせください。

- ▶ **対象者**
①～③の全てに該当する女性
- ① 能美市に住所がある
 - ② 結婚、出産や子育て、または介護などで離職した
 - ③ 資格取得後、市内の事業所に再就職した(初めて就職される方は対象ではありません)



- ▶ **補助内容**
資格および免許を取得する際にかかった費用の半額補助(上限は10万円)
- ① 研修費等の受講料(教材費を含む)
 - ② 受験料
 - ③ 資格登録にかかる経費

**7月10日(水) 11時から(約1分間) 皆さんご参加ください
県民一斉防災訓練 (シェイクアウトいしかわ)**

情報発信元 / 危機管理課 (☎ 58-2201、FAX 58-2290)

地震による人的被害の多くが、揺れによる家具等の倒壊や落下物による負傷とされています。

「県民一斉防災訓練(シェイクアウトいしかわ)」は、大地震が発生した際に、各自がどう行動したらよいかをあらかじめ考えたり、地震の揺れから自分の身を守るため、「しゃがむ、隠れる、じっとする」といった「安全行動」を取る訓練です。

この訓練への参加を通じて、今一度「地震への備え」について考えてみましょう。

能美市版シェイクアウト訓練も実施します！

7月14日(日)9時 能美市版シェイクアウト訓練として、防災行政無線を使って訓練開始の合図をします。

放送が聞こえたら、その場で「安全行動」を取ってください。(この訓練への参加も県民一斉訓練の対象となりますので、ぜひ参加登録をお願いします。)

訓練の流れ (シェイクアウトいしかわ)

日時 7月10日(水) 11時(約1分間)

- ① 石川県ホームページ(「シェイクアウトいしかわ」で検索)から参加登録してください。(無料)
- ② 訓練当日は、県から送信される訓練開始の合図のメールなどに合わせて、「安全行動」を約1分間実施してください。

▶ **問い合わせ** 石川県危機対策課
(☎ 076-225-1488) (FAX 076-225-1484)
【ホームページ】
パソコン (<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/shakeout/index.html>)
携帯電話 (<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/bousai/shakeout/indexk.html>)

それぞれの場所で身の安全を守る **安全行動** を実践!

※机がない場合は、荷物や腕などを使って頭を守りましょう。

家具類の転倒防止をしよう 地震の揺れから身を守るためには、とっさの安全行動だけでなく、建物の耐震補強や家具の固定等を行うとより効果的です。

| | | | | |
|----------------------|-------------------------|----------------------|---------------|-------------|
| おちる もの固定 | とぶ もの固定 | うごく もの固定 | たおれる もの固定 | われる もの対策 |
| ・チェーン+ヒートン (天井固定) | ・ラッチ(開き戸や 引き出し等に付ける) | ・耐震粘着マット ・チェーンベルト | ・L字金具 ・平金具 | ・飛散防止フィルム |

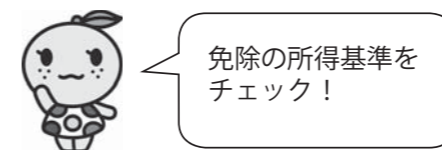
**国民年金保険料免除、納付猶予制度
国民年金の保険料の納付が困難なときは**

問 / 保険年金課 (☎ 58-2236、FAX 58-2293)

所得が少ないなど、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除、猶予される制度があります。

免除等の期間は、毎年7月から翌年の6月分までの1年間です。

保険料の免除や納付猶予を受けずに保険料が未納の状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害年金や遺族年金が受けられない場合があります。



- ▶ **免除の所得基準**
本人、配偶者、世帯主の前年の所得額がそれぞれ次の計算式で計算した金額の範囲内であること
- ・ **全額免除** → (扶養親族等の数 + 1) × 35万円 + 22万円
 - ・ **4分の3免除** → 78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
 - ・ **半額免除** → 118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
 - ・ **4分の1免除** → 158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
- 詳しくは、小松年金事務所 (☎ 24-1791)、または保険年金課 (☎ 58-2236) へお問い合わせください。

【後期高齢者医療保険】 令和元年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療保険料の計算の基となる所得割率と均等割額は2年ごとに改定されます。所得割率と均等割額は現行のとおり据え置かれ平成30年度と同じ率・額となります。年間保険料の上限額である賦課限度額についても、平成30年度と同じ額となります。

| 令和元年度 | |
|-------|----------|
| 所得割率 | 9.33% |
| 均等割額 | 47,520円 |
| 賦課限度額 | 620,000円 |

【後期高齢者医療保険】 所得の少ない世帯に対する均等割額軽減が見直されます

所得の少ない世帯の方は保険料の「均等割額」が軽減されます。

これまで特例により9割軽減となっていた方は、年金生活者支援給付金制度の開始に合わせて軽減割合が見直され、令和元年度は8割軽減となります。また、5割軽減および2割軽減の基準が拡大されます。新しい軽減基準等は以下の表のとおりです。

| 所得合計 | 軽減 | 均等割年額 |
|---|------|---------|
| 33万円を超えない世帯 | 8.5割 | 7,128円 |
| 33万円を超えない世帯で、かつ被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（他に所得なし） | 8割 | 9,504円 |
| 33万円+28万円×被保険者数を超えない世帯 | 5割 | 23,760円 |
| 33万円+51万円×被保険者数を超えない世帯 | 2割 | 38,016円 |

◆総所得金額等は、世帯の被保険者全員と世帯主の所得から計算されます。所得の申告がないと軽減を受けられません。

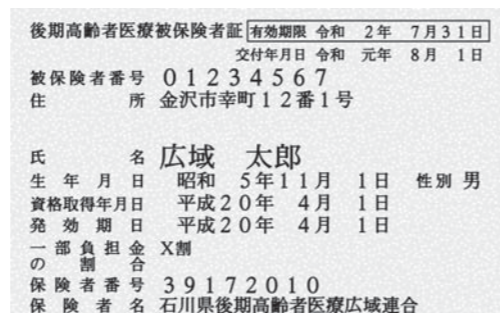
◆8.5割軽減の対象となっている方は、年金生活者支援給付金の対象とならないこと等を踏まえて、令和元年度に限り軽減割合が据え置かれます。

◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険の被扶養者だった方は、均等割額が加入時から2年間、5割軽減されます。また、所得割額は課されません。

後期高齢者医療被保険者証が8月から「オレンジ色」になります

後期高齢者医療制度では、毎年8月1日に新しい被保険者証に切り替わります。現在、皆さんが使用している緑色の被保険者証は7月31日で期限切れになります。

オレンジ色の新しい被保険者証は、7月中旬から簡易書留でお届けします。古い被保険者証は、8月以降に、保険年金課もしくは寺井・根上窓口センターへお届けいただくか、ご自分で破棄してください。



国民健康保険・後期高齢者医療制度について

問い合わせ 保険年金課 (☎ 58-2236、☎ 58-2293)

令和元年度国民健康保険税率が変わります

令和元年度国民健康保険税の税率は下記のとおり、改定となります。

また、年間保険税の上限額である課税限度額は医療給付費分で引き上げとなり、医療給付費分が610,000円、後期高齢者支援金分が190,000円、介護納付金分(40～64歳の方のみ)が160,000円となります。

【税率・額】

| 平成30年度 (改定前) | | 令和元年度 (改定後) / 改定幅 | |
|---------------------|------|-------------------|--------|
| 医療給付費分 | 所得割率 | 6.9% | + 0.3% |
| | 資産割率 | 14.6% | △ 7.3% |
| | 均等割額 | 26,600円 | + 700円 |
| | 平等割額 | 25,100円 | + 200円 |
| 後期高齢者支援金分 | 所得割率 | 2.25% | + 0.1% |
| | 均等割額 | 9,300円 | + 200円 |
| | 平等割額 | 5,900円 | + 200円 |
| 介護納付金分 (40～64歳の方のみ) | 所得割率 | 1.8% | + 0.1% |
| | 均等割額 | 11,500円 | — |
| | 平等割額 | 5,100円 | — |

所得の少ない世帯に対する均等割額・平等割額の軽減の範囲が拡大されます

| 軽減割合 | 平成30年度 軽減基準 | 令和元年度 軽減基準 |
|------|------------------------------|----------------------------|
| 7割 | 総所得金額等が33万円以下 | 総所得金額等が33万円以下 |
| 5割 | 総所得金額等が(33万円+27.5万円×被保険者数)以下 | 総所得金額等が(33万円+28万円×被保険者数)以下 |
| 2割 | 総所得金額等が(33万円+50万円×被保険者数)以下 | 総所得金額等が(33万円+51万円×被保険者数)以下 |

※総所得金額等は、世帯の被保険者全員と世帯主の所得から計算されます。所得の申告がないと軽減を受けられません。

国民健康保険・後期高齢者医療保険および介護保険にご加入中の皆さんへ
保険税・保険料の納税・納入額決定通知書をお届けします

7月中旬に納税・納入額決定通知書を発送します。この通知書には平成30年中の所得などを基に算定された平成31年4月から令和2年3月までの年間の保険税・保険料額が記載されていますので、ご確認ください。

また、国民健康保険税については、各世帯の世帯主様宛てに届きますので、ご注意ください。その他ご不明な点は担当課へご連絡ください。

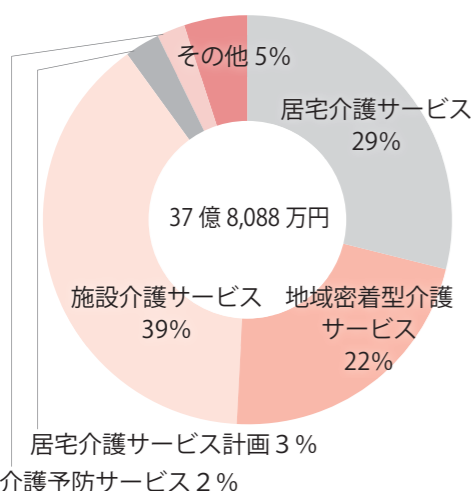
国民健康保険・後期高齢者医療保険…保険年金課 (☎ 58-2236、☎ 58-2293)

介護保険…介護長寿課 (☎ 58-2233、☎ 58-2292)

- ①特別徴収……年金からの天引きとなります。
- ②普通徴収
 - ③口座振替納付…指定された口座からの引き落としになります。
 - ④直接納付……お届けした納付書により金融機関などの窓口での納付となります。
- ④直接納付の方へ…「③口座振替納付」に切り替えるための依頼書を同封しますので、納め忘れのないように口座振替への切り替えをお願いします。

平成 30 年度の介護給付費の状況

平成 30 年度介護給付費の内訳



| サービス区分 | | H30 (2018) (決算見込み額) | H29 (2017) (決算額) |
|-------------|----------------------------------|------------------------|---------------------|
| 居宅介護サービス | デイサービスなど自宅を中心に利用するサービス | 10億 8,337 万円 | 10億 9,390 万円 |
| 地域密着型介護サービス | グループホームや小規模多機能型居宅介護等地域密着型サービス | 8億 4,065 万円 | 8億 3,172 万円 |
| 施設介護サービス | 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などに入所して受けるサービス | 14億 6,759 万円 | 14億 6,857 万円 |
| 居宅介護サービス計画 | ケアプラン作成 | 1億 2,585 万円 | 1億 2,510 万円 |
| 介護予防サービス | 要支援認定者を対象としたサービス | 7,784 万円 | 8,081 万円 |
| その他 | 高額介護サービス費など | 1億 8,558 万円 | 1億 9,727 万円 |
| 合計 | | 37億 8,088 万円 | 37億 9,737 万円 |

ご自分のケアプランをご存知ですか？

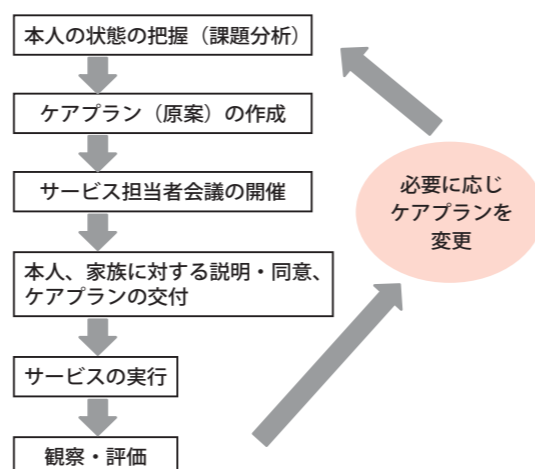
ケアプランとは、介護保険制度で要介護認定を受けた場合、本人の心身の状況や置かれている環境、本人、家族の希望などを踏まえて作成される居宅サービス計画のことです。

ケアプランに基づいて介護サービスを利用し「本人が望むその人らしい生活をしていく」ためにケアマネジャーが作成します。

※ケアプランの費用は介護保険で賄われますので、利用者の自己負担はありません。

利用者の生活全体を見渡し、目標に向かって達成できるように支援するための重要な計画です。今一度ご自分のケアプランをご確認ください。

★ケアプランができるまでの流れ



高齢者および介護に関する状況 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

- ・高齢者 (65 歳以上) 人口 : 12,714 人 (高齢化率 25.4%) ※75 歳以上 : 6,336 人
- ・一人暮らし高齢者世帯 : 2,206 世帯
- ・要介護 (支援) 認定者数 : 2,077 人 (第 2 号被保険者含む)

- 内訳
- 要支援 1 (190 人)、要支援 2 (205 人)
 - 要介護 1 (456 人)、要介護 2 (428 人)、要介護 3 (280 人)、要介護 4 (277 人)、要介護 5 (241 人)



▶ 「要支援者」とは家事や身支度などの日常生活に支援を必要とする状態の人、「要介護者」とは寝たきりや認知症などで介護を必要とする状態の人です。

介護保険制度は 高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みです

問 / 介護長寿課 (☎ 58-2233, FAX 58-2292)

介護保険は、40 歳以上の皆さんが加入者 (被保険者) となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護保険サービスを利用できる制度です。皆さんが納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。



納入通知書が届きます (65 歳以上の方)

7 月中旬に納入通知書 (介護保険料決定通知書) を送付します。今年度は、介護保険法施行令の改正により、低所得者保険料 (第 1 段階から第 3 段階) の改正を行いました。来年度にかけて段階的に介護保険料が引き下げられます。下図「平成 30 年度～令和 2 年度 (2018～2020 年度) の介護保険料のイメージ図」参照

今年度においては、第 1 段階から第 3 段階の介護保険料 (年額) は次のとおり変更となります。

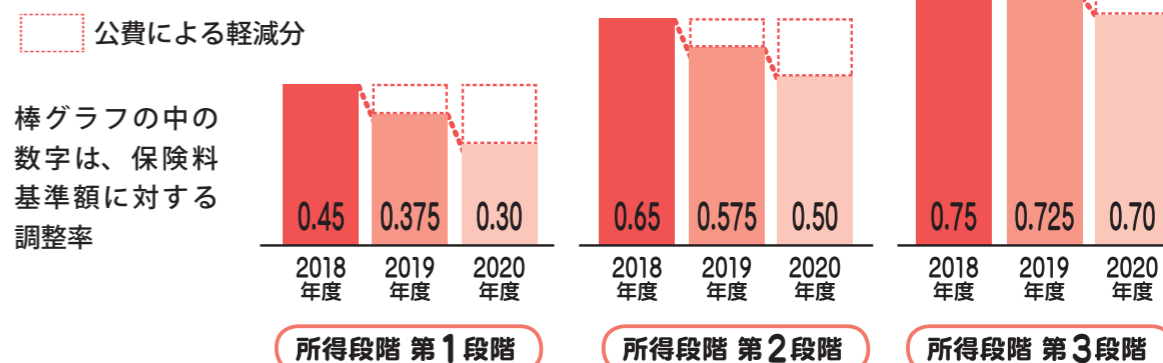
第 1 段階 35,640 円 → 29,700 円
 第 2 段階 51,480 円 → 45,540 円
 第 3 段階 59,400 円 → 57,420 円

保険料の納付に際しては、口座振替をご利用いただくと、大変便利です。市内の金融機関に口座振替依頼書を備えてありますので、直接お申し込みください。年金から天引きされる特別徴収に納付方法が変更となる場合には、口座振替が自動で停止しますので、重複することはありません。



平成 30 年度～令和 2 年度の介護保険料のイメージ図 (2018～2020 年度)

住民税非課税世帯 (保険料所得段階第 1～3 段階) の方の介護保険料の負担が軽くなります





能美市職員募集のお知らせ

問 / 総務課 (☎ 58-2200、FAX 58-2290)

能美市職員募集 令和元年度職員採用試験(令和2年4月採用)を次のとおり行います。

◆職種・資格

| 募集職種 | 採用予定人員 | 受験資格・その他 |
|----------------------|--------|---|
| 行政職 (上級) | 1人 | 平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれ、大学卒業もしくは令和2年3月末までに卒業見込みの人 |
| 行政職 (初級・身体障害者枠) | 1人 | 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、高等学校卒業もしくは令和2年3月末までに卒業見込みで、かつ身体障害者手帳を所有し、介助なしで通勤および業務の行える人 |
| 保育士 (中級) | 3人 | 平成6年4月2日から平成12年4月1日までに生まれ、保育士と幼稚園教諭の両方の資格を有する人または令和2年3月末までに資格取得見込みの人 |
| 保育士 (中級・経験者) | 1人 | 昭和62年4月2日から平成6年4月1日までに生まれ、保育士と幼稚園教諭の両方の資格を有する人で、児童福祉施設または幼稚園で保育や幼児教育の実務に3年以上従事した経験を有する人 |
| 消防士 (初級) | 2人 | 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、高等学校卒業程度の学力を有する人(身体要件あり)。 |
| 美化センター技能士 (技能労務職) | 2人 | 平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれ、高等学校卒業程度の学力を有する人 |

※ 能美市もしくはその周辺に居住、または居住見込みで、通勤可能な人
 その他、詳細な資格・要件等については総務課で配布する試験案内またはホームページでご確認ください。
 6月に実施した試験で行政職(上級)を受験した人は同じ職種を受験できません。また、消防士(上級)を受験した方も消防士(初級)を受験できません。

◆試験内容など

| 試験日 | 受験手続 | 試験内容 | 合否の通知 | 申し込み・問い合わせ |
|------------------|---|---|----------------------------|-----------------------|
| 一次試験 9月15日(日) | 総務課で交付する申込用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて、7月29日(月)から8月16日(金)までに、総務課へ提出してください。(郵送の場合は簡易書留で8月16日までの消印のあるものが有効) ※申込用紙は能美市ホームページからダウンロードできます。 | 行政職(上級)、行政職(初級・身体障害者枠)、保育士(中級)・保育士(中級・経験者)、美化センター技能士(技能労務職) 教養試験、小論文、適性検査 消防士(初級) 教養試験、小論文、適性検査、体力試験 | 合否にかかわらず、受験者全員に郵送でお知らせします。 | 総務部総務課 (☎ 58-2200) |

※ 一次試験の場所・時間帯は、試験申込者にお知らせします。

※ 二次試験(個人面接)(保育士は別途実技試験あり)は、一次試験合格通知にあわせてお知らせします。



水道メーター検針のお知らせ

問 / 上下水道課 (☎ 58-2260、FAX 58-2296)

7月は水道メーターの検針月です。15日～末日の間に検針員が検針に伺いますので、検針期間中はメーターボックスの上に物を置いたり、駐車したりしないようご協力をお願いします。